

## 京都市告示第 81 号

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特定用途誘導地区（らくなん進都鴨川以北地区）を決定したので、法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和5年4月25日

京都市長 門川 大作

### 1 都市計画を決定する土地の区域

京都市南区西九条柳ノ内町、西九条森本町、西九条仏現寺町、東九条南石田町、東九条南河辺町、東九条南松田町、上鳥羽勸進橋町、上鳥羽苗代町、上鳥羽南苗代町、上鳥羽銚立町、上鳥羽南銚立町、上鳥羽尻切町、上鳥羽角田町、上鳥羽仏現寺町、上鳥羽大柳町、上鳥羽大物町、上鳥羽北花名町、上鳥羽南花名町、上鳥羽町田町、上鳥羽北塔ノ本町、上鳥羽南塔ノ本町、上鳥羽藁田町、上鳥羽鴨田町、上鳥羽大溝町、上鳥羽石橋町、上鳥羽卯ノ花町、上鳥羽中河原町、上鳥羽麻ノ本町の各全部

京都市伏見区竹田向代町、竹田向代町川町の各全部

京都市南区西九条東柳ノ内町、西九条西柳ノ内町、西九条御幸田町、西九条東御幸田町、西九条菅田町、西九条高畠町、東九条柳下町、東九条石田町、東九条西河辺町、東九条河辺町、上鳥羽高畠町、上鳥羽菅田町、上鳥羽上調子町、上鳥羽北島田町、上鳥羽南島田町、上鳥羽堀子町、上鳥羽城ヶ前町、上鳥羽岩ノ本町、上鳥羽北岩ノ本町、上鳥羽南岩ノ本町、上鳥羽奈須野町、上鳥羽火打形町の各一部

京都市伏見区深草向川原町、深草勸進橋町、竹田流池町の各一部

### 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)